

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科委員会規則についての申合せ

〔平成元年5月29日〕
連合農学研究科要項等第3号

- 1 規則第2条第1項第3号の委員は、当分の間、鳥取大学から3人、島根大学から3人及び山口大学から2人推薦するものとする。
- 2 前項に規定する委員を推薦する講座については、委員推薦の都度、あらかじめ構成大学間で協議するものとする。
- 3 客員教授、客員准教授、助教及び兼任教員は、次に掲げる事項の審議には加わらないものとする。
 - (1) 学内規則の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 教員の選考に関する事項（指導教員の選定を含む。）
 - (3) 名誉教授の推薦に関する事項
 - (4) 研究科長候補適任者の選考に関する事項
- 4 規則第2条第1項第4号の委員のうち、教員資格再審査により資格喪失した教員は、次に掲げる事項に限り審議に加わるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 学生の懲戒に関する事項
 - (4) 学生の受入れ、退学、転学、留学、休学に関する事項
 - (5) 予算に関する事項

附 則（平成11年2月19日連合農学研究科要項等第2号）
この要項等は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日連合農学研究科要項等第2号）
この要項等は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月21日連合農学研究科要項等第7号）
この要項等は、平成27年8月21日から施行する。

附 則（平成28年2月19日連合農学研究科要項等第1号）
この要項等は、平成28年4月1日から施行する。

○ 連合農学研究科委員会審議事項の代議委員会への委任に関する要項

〔平成元年4月27日〕
〔連合農学研究科要項等第2号〕

代議委員会へ付託する事項

1. 指導教員の選定に関する事。
2. 予算に関する事。
3. 入学者の選抜及び既修得単位の認定に関する事。
4. 学生の身分に関する事。
5. 研究生に関する事。
6. 学位論文受理の可否に関する事。
7. 学位論文審査委員会の設置及び委員の選出に関する事。

附 則

この要項は、平成元年4月27日から施行する。

附 則（平成6年4月1日連合農学研究科要項等第1号）

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月19日連合農学研究科要項等第3号）

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月14日連合農学研究科要項等第1号）

この要項は、平成16年5月14日から施行し、改正後の連合農学研究科委員会審議事項の代議委員会への委任に関する要項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月19日連合農学研究科要項等第7号）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。